

平成26年3月18日
新潟市契約課

入札参加者 各位

特定共同企業体構成員の施工実績について

このことについて、特定共同企業体の構成員の施工実績の取扱いを下記のとおり変更いたしますので、ご承知おき願います。

記

1. 特定共同企業体の構成員の施工実績

- (1) 特定企業体の構成員実績は、構成員の出資割合に応じた請負金額又は施工面積の半分を施工実績としていましたが、出資比率20%以上の出資比率で、かつ求める施工内容実績を満たす実績を認めます。

特定共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。に改めます。

(例) 請負金額5千万円以上の〇〇工事の実績を求める場合

構成員Bが20%以上出資したA共同企業体の最終請負金額が5千万円以上の〇〇工事の実績があれば構成員Bの施工実績として認める。

- (2) 施工実績は単体工事のみに適用し、特定共同企業体の代表者の要件に構成員としての施工実績は従来どおり認めない。

(3) 特殊工事は除く

下水道推進工事など構成員の実績を認めない工事は、公告の実績要件に記載します。

2. 適用日

平成26年4月1日以降公告する案件から適用

公告記載例

〇〇工事实績要件

平成16年4月1日以降に竣工した、請負金額4千万円以上の〇〇工事で、公共工事又はコリンズ(CORINS)登録の公共発注機関等の工事の元請実績があるもの。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。